

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札「国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務」（以下「本業務」という。）については、次のとおり契約を締結しました。

1 契約の相手方の住所、名称

東京都港区港南2-16-6
キャノンITソリューションズ株式会社
代表取締役社長 金澤 明

2 契約金額

285,964,000円（税抜）
※実施期間5年分の総額

3 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項

(1) 本業務の概要

本業務は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において、高速かつ安定した研究所内ネットワーク及びインターネット接続環境を実現するとともに、Webサービスを始めとする各種ネットワークサービスを安定的に提供するために、ネットワークサービス機器賃貸借及びネットワークシステム運用保守業務を行うものである。

(2) 本業務の内容

本業務はハードウェア調達及び保守運用体制からなる。国立環境研究所ネットワークシステムのハードウェアは、基幹ネットワーク機器、ネットワークサービス機器（各種サービス提供サーバ群）からなるが、基幹ネットワーク機器の調達は行わず、ネットワークサービス機器に合わせて当該機器の運用のみ調達に含むものとする。

本業務の請負者は、以下の通常業務を行うことにより、サービスを安定的に供給することとする。

(ア)ハードウェア調達（主たるものを抜粋）

- ・ネットワークサービス機器（仮想化基盤サーバ）
- ・バックアップサーバ

(イ)運用管理業務

上記調達物品の管理に加え、基幹ネットワーク機器を含むネットワークシステムの運用管理を行う。

(3) 確保されるべき対象業務の質

本業務内容を実施するうえで、請負者が確保すべき対象業務の質は次のとおりとする。

①業務の内容

本システムの運用・管理に当たっては、以下のサービスレベルを目標とし、これを満たすための具体的な方策を講じること。

導入後、定例運用会議においてサービスレベルの達成状況について報告し、サービスレベル未達成時には原因分析及び具体的な改善案を提案し、これらについてNIES担当者との協議の上、適切な対応を図ること。

また、機器及びサービスに関するハードウェア障害への保守体制の共通事項として、NIES担当者からの連絡又は自動通報に対して、一次切り分けで部品交換が必要と判断してから交換部品等を冗長化されていないものは6時間以内、冗長化されているものは48時間以内に提供する体制を平日8:30～17:30の間、整えること。

②サービスの可用性

サービスの可用性は99.9%以上とする。可用性は以下の計算式で計算する。

可用性 (%) = { 1 - (1か月の停止時間) ÷ (1か月の可用予定時間) } × 100

※ 1か月の可用予定時間 = (1日あたりの可用予定時間 × 1か月の日数) - 計画停電等によりサービスが提供できない時間

計画停電等（停電、メンテナンス、実験等で意図して止めなければいけない場合）

③サービスレベルアグリーメント（SLA）の締結

本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、以下に示す管理指標に対してサービスレベルアグリーメント（SLA）を締結すること。

〔運用管理業務の回答率〕

職員等からの15時までの問合せに対する17時30分までの一次回答率、及び15時以降の問合せに対する翌勤務日（午前）10時30分までの一次回答率は95%以上とすること。一次回答として、原因が特定できない事象や対処法が定まっていない場合については状況報告を行うこと。回答率は以下の計算式による。

回答率 (%) = (設定時間内の回答数) ÷ (設定時間内の問合せ数) × 100

〔障害連絡時間〕

(ア) 職員等からインシデントを受け付けた場合には、すべて1時間以内に一次切り

分けを行うこと。

(イ) 統合運用システム又は外部監視により検出された障害において、各機器ベンダー等の保守要員に指示・応援を仰ぐ場合は、すべて1時間以内に連絡すること。

[作業遅延の件数]

NIESが示す所定の期日までに作業が完了しない件数は0件であること。

4 実施期間（賃貸借・運用保守期間）

令和7年3月1日から令和12年2月28日

5 請負者がNIESに対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 請負者がNIESに報告すべき事項、NIESの指示により講ずべき事項

①報告等

(ア) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書をNIESに提出しなければならない。

(イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちにNIESに報告するものとし、NIESと請負者が協議するものとする。

(ウ) 請負者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じてNIESから報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

②調査

(ア) NIESは、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項の規定に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又はNIESの職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をするNIESの職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項の規定に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③指示

NIESは、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

①請負者は、本業務の実施に際して知り得たNIESの情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条の規定により罰則の適用がある。

②請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出をNIESが認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

③請負者は、NIESから提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

④請負者は、NIESの情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、情報の複製等の制限、情報の漏えい等の事案の発生時における対応、請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、内部管理体制の確立、情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、「守秘義務に関する誓約書」に署名し、遵守しなければならない。

⑤①から④までのほか、NIESは、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

①請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

②権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面によるNIESの事前の承認を得たときは、この限りではない。

③権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、NIESの承認を受けなければならない。

④契約不適合責任

(ア) NIESは、請負者に対し、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合（その不適合がNIESの指示によって生じた場合を除き、請負者が当該指示が不相当であることを知りながら、又は請負者の過失により知らずに告げなかった場合を含む。）において、その不適合をNIESが知った時から起算して1年以内にその旨の通知を行ったときは、その成果物に対する修補等による履行の追完を請求することができる。

(イ) (ア)の場合において、NIESが相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その

期間内に履行の追完がないときは、NIESは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(ウ) (ア) 又は (イ) の場合において、NIESは損害賠償を請求することができる。

⑤再委託

(ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ機能証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(ウ) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、NIESの承認を受けなければならない。

(エ) 請負者は、(イ) 又は (ウ) により再委託を行う場合には、請負者がNIESに対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(オ) (イ) から (エ) までに基づき、請負者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

⑥契約内容の変更

NIES及び請負者は、本業務の質の確保の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

⑦機器更新等における民間事業者への措置

NIESは、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

(ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い、運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき。

(イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき。

(ウ) NIESの組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき。

⑧契約の解除

NIESは、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者はNIESに対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、NIESの定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、NIESとの協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号の規定に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

⑨ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、NIESが定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

⑩ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失によりNIESに損害を与えたときは、NIESに対し、その損害について賠償する責任を負う。また、NIESは、当契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、NIESから請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑪ 不可抗力免責、危険負担

NIES及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、NIESが物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

⑫ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

⑬ 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑭ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑮ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑯ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して7年間、保管しなければならない。

⑰ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、NIESと請負者との間で協議して解決する。

6 請負者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し、契約により請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

(1) NIESが国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、NIESは請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生についてNIESの責めに帰すべき理由が存する場合は、NIESが自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。

(2) 請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生についてNIESの責めに帰すべき理由が存するときは、請負者はNIESに対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

7 業務の実施体制及び実施方法の概要

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、ネットワーク管理及びWebサーバ管理、DB管理の経験を有する保守要員を1名以上置くこととし、そのうち1名以上を常駐保守要員とする。常駐保守要員が急病等のため対応困難な場合は、即時、代替要員を現地に派遣し対応すること。また、チームリーダー及び支援チームを置き、必要に応じて、保守要員の支援等を行う。

(2) 実施方法

実施方法については、仕様書及び提案書に基づき、NIESの監督のもと実施する。